

令和8年度河北町再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備導入事業  
費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭等における再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーを促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備を設置する経費に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成9年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー設備 太陽光発電設備、蓄電池設備及び木質バイオマス燃料機器をいう。
- (2) 省エネルギー設備 断熱窓をいう。
- (3) 住宅 町内において、自ら居住し、若しくは居住する予定である専用住宅又は居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅をいう。
- (4) 住宅付属建築物 住宅と同一敷地内にある住宅に付属する車庫、物置等の建築物（別棟を含む。）をいう。
- (5) 事業所 町内において事業の用に供する店舗、事務所、営業所及び倉庫等の建築物をいう。
- (6) 農業用施設 町内において農業の用に供される施設をいう。
- (7) 事業完了の日

ア 太陽光発電設備を単体で新規に設置する場合又は太陽光発電設備及び蓄電池設備を同時に新規に設置する場合にあつては、設置工事を終え、かつ、電力会社との受給契約に基づき売電を開始する電力受給開始日をいう。

イ 前年度までに受給開始された既存の太陽光発電設備に接続する蓄電池設備を新規に設置する場合にあつては、工事を完了し、太陽光発電設備との接続を完了した日をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の対象となる再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備(以下「補助

対象設備」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 太陽光発電設備 次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

ア 発電された電気が、住宅又は事業所において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。

イ 太陽電池の最大出力（太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが10キロワット未満であること。

ウ 未使用品であること。

エ 電力会社と電力受給契約を結んでいること。（受給開始日が令和8年4月1日から令和9年3月15日までの間であるものに限る。）

オ 設置工事について、補助金交付決定日以降に着手し、令和9年3月15日までに完成するものであること。

(2) 蓄電池設備 次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

ア 国が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」等に関する助成制度の対象製品として執行機関の登録を受けた製品であること。

イ 前号に規定する太陽光発電設備の設置と併せて設置するもの又は前年度までに受給開始された既存の太陽光発電設備に接続するために、固定設置するものであること。

ウ 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時に、必要に応じて電気を活用することができるものであること。

エ 公称の蓄電容量が1キロワット時以上の蓄電池で構成されていること。

オ 未使用品であること。

カ 設置工事について、補助金交付決定日以降に着手し、令和9年3月15日までに完成するものであること。

(3) 木質バイオマス燃料機器 次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

ア 令和8年度やまがた未来くるエネルギー補助金交付要綱に規定する木質バイオマスを燃料とするストーブとし、同要綱の木質バイオマス燃料機器に対する補助を受けたものであること。

(4) 断熱窓 次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

ア 住宅等における熱の流出入を抑制する効果のある断熱性能が高い窓で、改修後の窓の熱貫流率の値が $U_w 1.9$ 以下になること。

イ 既存の単板ガラス窓からの改修工事で、内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置）、外窓交換（既存窓を取り除き、新たに窓を設置）又はガラス交換（既存窓に入ったガラスを交換）のいずれかであること。

ウ 既存住宅等の一の居室（専ら居住、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する部屋等をいう。）を単位として、外気に接する全ての窓を断熱窓とする改修工事であること。

エ 未使用品であること。

オ 設置工事について、補助金交付決定日以降に着手し、令和9年3月31日までに完成するものであること。

カ 設置工事については、町内施工業者が行うものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 個人 町内に住所を有し、又は有する予定の個人で次に掲げる要件をすべて満たす者

ア 申請時において町税等の滞納がなく、実績報告時に町内に住所を有する者

イ 補助対象設備を、住宅、住宅附属建築物、当該住宅が存する土地又は当該住宅が隣接する土地へ設置する者（木質バイオマス燃料機器については、農業用施設に設置する者も含む。以下、本条第1項第1号ウ及び同項第2号イ及びウにおいて同じ。）

ウ 借り受けている住宅、住宅附属建築物又は土地へ設置する場合は、その所有者から補助対象設備を設置することについて、書面による同意を得ている者

(2) 法人又は個人事業主 町内に事業所を置く法人又は個人事業主で次に掲げる要件をすべて満たす者

ア 申請時において、町税等の滞納がない者

イ 補助対象設備を事業所、当該事務所が存する土地又は当該事業所が隣接する土地へ設置する者

ウ 借り受けている事業所又は土地へ設置する場合は、その所有者から補助対象設備を設置することについて、書面による同意を得ている者

エ 補助対象設備について、展示を目的として設置するものでない者  
(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象設備を新規に設置する事業(断熱窓については、リフォームで設置する場合に限る。)とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業を行うために必要な経費で、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、同表の補助金の額の欄に掲げる額以内とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工前に、令和8年度河北町再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書(様式第1号-1)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 令和8年度再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備設置事業計画書(様式第1号-2、様式第1号-3、様式第1号-4及び様式第1号-5のうち、該当するもの)
  - (2) 配置計画図面
  - (3) 事業に係る見積書及びその内訳書の写し
  - (4) 補助対象設備の概要が確認できる書類(パンフレットの写し等)
  - (5) 補助対象設備設置前の現況写真(新築住宅への補助対象設備設置などの理由により添付が困難な場合後日提出する。)
  - (6) 借り受けている住宅、住宅附属建築物、事業所又は土地へ補助対象設備を設置する場合は、当該所有者の同意を得ていることを証する書類の写し
  - (7) 木質バイオマス燃料機器の場合は、令和8年度やまがた未来くるエネルギー補助金において木質バイオマス燃料機器に係る申請にあたり山形県知事に対して提出した書類の写し
  - (8) 断熱窓の場合は、一の居室の外気に接する全ての窓に設置することが確認できる図面及び窓の熱貫流率の値が $U_w 1.9$ 以下であることがわかる書類
  - (9) その他町長が必要と認める書類
- 2 同一の補助対象設備に対する申請は、同一年度内において同一補助対象者につき1回までとする。

(補助対象事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象経費及び内容等を変更しようとするときは、令和8年度河北町再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備導入事業費補助金変更交付申請書(様式第2号)に必要書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 交付決定を受けた補助金の額の変更を伴う変更

(2) 電力受給開始予定日又は設置工事完成予定の変更(交付申請時の当該予定日から3か月を超えて延長するときに限る。)

(3) 補助対象設備の仕様の変更(付帯設備を除く。)

3 町長は、第1項の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、令和8年度河北町再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備導入事業費補助金変更交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、その理由を記載した令和8年度河北町再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備導入事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、令和8年度河北町再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備導入事業中止(廃止)承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業完了の日(ただし、断熱窓で、国等の補助金の交付の申請をしている場合は、当該補助金の額の確定後)から1月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに令和8年度河北町再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備導入事業費補助金実績報告書(様式第6号-1、様式第6号-2及び様式第6号-3のうち、該当するもの)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 設置状況が確認できる写真

(2) 工事請負契約書等の写し

- (3) 領収書及びその内訳書の写し
- (4) 電力会社との電力受給契約確認書の写し（木質バイオマス燃料機器及び省エネルギー設備の場合は不要）
- (5) 申請者本人の住民票又は法人の登記事項証明書
- (6) 付近の見取図
- (7) 住宅又は事業所以外に補助対象設備を設置している場合は、設置場所から住宅又は事業所に連系されていることがわかる写真及び図面（木質バイオマス燃料機器及び省エネルギー設備の場合は不要）
- (8) 補助金振込先口座通帳の写し
- (9) 木質バイオマス燃料機器の場合は、令和8年度やまがた未来くるエネルギー補助金において木質バイオマス燃料機器に係る実績報告書を山形県知事に対して提出した書類の写し
- (10) 断熱窓の場合は、一の居室の外気に接する全ての窓に設置したことが確認できる図面及び窓の熱貫流率の値が $U_w 1.9$ 以下であることがわかる書類
- (11) その他町長が必要と認める書類  
(手続代行者)

第11条 補助事業者は、第6条に定める交付申請書の提出及び第10条に定める実績報告の提出について、補助対象設備の設置工事を行う、若しくは販売する者（以下「手続代行者」という。）に対して依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを誠実に実施するものとする。  
(適用除外)

第12条 この要綱は、同一設備に対する河北町持家住宅促進事業及び太陽光発電設備、蓄電池設備に対する国の補助金を受けるものとの重複申請には適用しない。

(協力)

第13条 町長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて補助対象設備に関する報告等の協力を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 補助対象設備                | 補助対象経費   | 補助金の額  |
|-----------------------|--|--|
| 太陽光発電設備               | 太陽電池モジュール、架台及びパワーコンディショナその他の付属機器の設置工事に直接必要な経費              | 太陽電池の最大出力(太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値)又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方(キロワット単位の小数点以下第2位未満を切り捨てた値とし、4キロワットを上限とする。)の値に1キロワットあたり4万円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は補助対象経費のいずれか低い額とし、16万円を限度とする。 |
| 蓄電池設備                 | 蓄電池本体及びパワーコンディショナその他の付属機器の設置工事に直接必要な経費                     | 蓄電池容量1キロワット時(キロワット時単位の小数点以下第2位未満を切り捨てた値とし、5キロワット時を上限とする。)あたり3万円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は補助対象経費のいずれか低い額とし、15万円を限度とする。  |
| 木質バイオマス燃料機器<br>(ストーブ) | 機器の設置に直接必要な経費(設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器及び工事に要する原材料の購入に要する経費に限る。) | 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は、5万円のいずれか低い額  |
| 断熱窓                   | 断熱窓その他の付属機器の設置工事に直接必                                       | 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が  |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | 要な経費（国等の補助金の交付を併せて受けている場合は、当該補助金額を補助対象経費から除く。） | あるときは、これを切り捨てる。）又は、20万円のいずれか低い額（ただし、1回の工事において複数の居室を改修する場合であっても、上限額は申請1回につき20万円とする。） |
|--|--|---|